

福祉車両利用誓約書

社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会が実施する福祉車両貸出事業について、福祉車両を利用する場合、万一これに伴い事故等が発生しても、一切異議等は申し立てしません。尚、福祉車両を利用する場合は次の事項を守り指示に従いますことを誓約します。

記

1. 福祉車両にあたっては、善良な管理者としての注意義務を果たします。
2. 運行に際しては、道路交通法を守り、安全運転に心がけます。
3. 貸出を受けている期間中に、事故等を生じた場合は、速やかに事務局に連絡しその指示に従います。
4. 福祉車両の利用により生じた損害賠償等の一切の責任は、この福祉車両に対する各種保険等で対応出来るもののほかは、すべて利用責任者が負うものとします。

社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会長 様

令和 年 月 日

利用責任者 住所 恵那市

氏名

印